事　務　連　絡
令和７年 11 月 10 日

各　都　道　府　県　知　事
各都道府県教育委員会教育長　殿
各　国　立　大　学　法　人　の　長

こども家庭庁成育局保育政策課
認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育環境課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

保育所や幼稚園等における虐待事案の公表様式例について（周知）

平素より子ども・子育て支援施策の推進にご尽力いただきありがとうございます。

令和７年４月 18 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 29 号）において、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の仕組みが創設され、都道府県は、毎年度、市町村から報告を受けた内容と、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況等の情報をとりまとめ、都道府県のウェブサイトにおいて公表することとしております（児童福祉法第 33 条の 16、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条の７（学校教育法第 28 条第２項において読み替えて準用する場合を含む））。

今般、都道府県が公表する際に使用していただく保育所や幼稚園等における虐待事案の公表様式例を、別紙１のとおりお示しいたします。公表様式例の記入方法につきましては、別紙２「記入の考え方」をご参照ください。

本様式については、公表様式例として送付するものであり、各自治体において作成した様式等を用いて公表を行うことは差し支えありませんが、来年度以降、国で行う調査において当該様式による提出を求める予定であることについてご承知おきください。

【添付資料】
・（別紙１）保育所や幼稚園等における虐待事案の公表様式例
・（別紙２）記入の考え方（保育所や幼稚園等における虐待事案の公表様式例）

○本件についての問合せ先
・認可保育所、地域型保育事業、認定こども園に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令係
Tel：03-6858-0058
・認可外保育施設に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
Tel：03-6858-0133
・幼稚園に関すること
文部科学省初等中等教育局幼児教育課企画係
Tel：03-5253-4111（内線 3136）
・特別支援学校幼稚部に関すること
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係
Tel：03-5253-4111（内線 3193）
・放課後児童健全育成事業、児童館に関すること
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
Tel：03-6861-0303
・子育て短期支援事業、児童育成支援拠点事業に関すること
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
Tel：03-6861-0224